

## 地方分権改革に関する提案募集への対応について(案)

平成 28 年 5 月 19 日  
本 部 事 務 局

国の地方分権改革推進本部が実施する地方分権改革に関する提案募集に対して、関西広域連合から以下の提案を行う。

## 1 対応方針

- ① 現行の広域計画や分野別計画に縛られることなく、「関西圏域の展望研究会」の研究成果や「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会」での議論を踏まえ、関西全体の地方創生や共通課題の解決に資する提案などについても幅広く検討を進める。
- ② 具体の事務執行までには体制整備が可能であるため、現状の組織体制にはこだわらず、提案を行うこととする。(移譲後の執行体制は並行して検討)
- ③ 「府県」、「政令市」に移譲されるべき性質・内容の事務・事業であっても、各府省が広域的な視点での実施が必要として移譲を認めないものについては、まずは広域連合への移譲を求める。
- ④ 府県域を超える行政課題に対応する広域連合に相応しい事務・権限をまずは全て洗い出し、その後、個々の事務・権限についての検討を行う。
- ⑤ 昨年度の提案で、国の対応状況において「実現できなかったもの」及び「内閣府と各省庁との間で調整対象とされなかったもの(具体的な支障事例が具体的に示された場合に調整対象とする案件)」については、決して諦めることなく、提案内容等について必要な見直しを行った上で再度検討を行う。
- ⑥ 構成団体からの提案についても共同して提案できるよう、関西広域連合が中心となって調整を行う。

## 2 関西広域連合からの提案候補

裏面参照

- (1) 21 項目の提案について、内閣府等関係機関との調整の上、提案を検討。  
(\* 昨年 の 提 案 は 25 項 目)
- (2) 構成団体が行う提案で、全ての構成団体の意向がまとまったものについては、広域連合としても共同提案を行うこととし、別途調整する。

## 3 募集期間

平成 28 年 3 月 17 日 (木) ~ 6 月 6 日 (月)

## 関西広域連合からの提案候補（概要）

### 1 28年度新たに提案するもの

| 提案項目                                       | 提案内容   |
|--|--|
| ①総合治水の推進<br>（‘ためる’対策(流域対策の拡充)）             | 流域貯留浸透事業の規模要件を緩和することにより、小規模な貯留浸透施設が増加することで、周辺の内水被害の緩和や河川計画の対象となる洪水のピークカットに効果を発揮する。<br>（単独 500m <sup>3</sup> → 複数 500m <sup>3</sup> ）                               |
| ②地域医療の推進<br>（国等が保有する医療関連データの利活用）           | 国が保有するNDBデータ（レセプト情報・特定健診等の情報）について、本来目的である高齢者医療確保法に基づくデータについて、提供の迅速化を図るとともに、高齢者医療確保法に基づかない利用についても申請事務の簡素化を行うことにより、地域医療構想の策定等、効率的・効果的な保健医療政策等の立案を行う。                 |
| ③新規就農者の拡大支援<br>（青年就農給付金の要件緩和）              | 新規就農者が、親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により経営面積の2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とする制度改正により、新規就農者への支援拡大を図る。  |
| ④動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)             | 自治体が当該研修を実施するにあたり、①実施回数、②研修時間、③研修項目が法に基づき義務づけられているが、地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情等を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数を設定し、効果的・効率的な研修を実施できるよう、動物取扱責任者研修に係る研修回数等の義務付けの廃止等を求める。           |
| <b>地方創生に資する提案（⑤～⑧）</b>                     |  |
| ⑤関西広域連合が「企業版ふるさと納税」の活用を可能とする制度改正（地域再生法の改正） | 関西広域連合が「企業版ふるさと納税」を活用することにより、関西広域連合が実施する地方創生に対する取組に賛同する企業からの支援を得、より一層強力に進めるため、制度改正を求める。提案実現により、関西から移転した企業等との関係の再構築が図られ、当該企業の本社機能の移転など東京一極集中の是正に向けた取組のより一層の推進が図られる。 |
| ⑥新たに「居所」登録制度の創設                            | 地方創生の観点から、人が環流し地域の魅力を高めるための取組として、「二地域居住」を定着させ、居所地の魅力を高め、地方移住を促進するため、希望する市町村に対して、新たに「居所」の登録制度の創設を可能とし、居所登録地において、証明書の交付や各種行政サービスが受けられるようにする。                         |
| ⑦新たな学校のかたち「デュアルスクール」の創設                    | 家族での二地域居住を定着させるため、居所登録地で、転校（区域外就学）の手続きをすることなく学校に通える、新たな学校「デュアルスクール」の制度の創設を求め、一つの学校として「地方」と「都市」の両方のよさを取り入れた教育活動を展開し、地方創生を担っていく多面的な考え方のできる人材を育成していくことができる。           |
| ⑧地域おこし人材の活動と育成に対する総合的な支援                   | 地域おこし人材の活動と育成に対する次の総合的な支援を求める。<br>（イ）「地域おこし協力隊」の対象地域を条件不利地域に加え人口減少市町村（過去5年間に人口の減少が認められる市町村）へ拡大<br>（ロ）地方独自の類似制度への支援を求める。  |

| 提案項目                            | 提案内容   |
|---------------------------------|--|
| ⑨広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃        | 広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない事務の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とする。  |
| ⑩関西広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの改正 | 地方創生推進交付金の申請にあたり、関西広域連合についても都道府県と同様5事業の申請を可能とするとともに、広域連合が申請した場合に関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものとするという取り扱いを行わないことを求める。   |
| ⑪災害救助の特別基準決定権限の移譲               | 被災地のニーズを迅速かつ的確に把握し、十分な被災者支援を図るとともに、関西の広域的な均衡のとれた救助を実現するため、以下の権限の移譲を求める。<br>(イ) 災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準と異なる基準（特別基準）の決定権限を都道府県知事に移譲すること。<br>(ロ) 大規模広域災害時における特別基準の決定権限を関西広域連合に移譲すること。     |
| ⑫地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設          | 大規模災害からの復興に関する法律に基づく国の復興基本計画方針に被災都道府県の意見が確実に反映させ、また、関西全体の復興の姿が迅速に示し実現させるため、以下の制度創設等を求める。<br>(イ) 大規模災害復興法に定める国の復興基本方針の策定にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組みを創設すること。<br>(ロ) 復興方針策定権限を関西広域連合に付与すること。 |

## 2 27年度提案のうち再提案するもの

| 提案項目   | 提案内容   |
|--|--|
| <b>関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務権限（①～⑥）</b>       |  |
| ①国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲                            | 広域地方計画協議会への広域連合の参画が認められていないため、計画への提案を目的とする関西圏域の展望研究会の成果を反映できておらず、地域の実情を踏まえた計画となっていない。国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合への移譲を求める。 |
| ②近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止 | 近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断する必要があるため、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等できるよう国同意の廃止を求める。                      |
| ③複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲                                  | 関西広域連合が府県間の意見調整等を図ることが可能であり、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を移譲すべきであり、複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。      |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| ④複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等 | 現在、河川管理者が府県である場合に限り移譲を検討されている重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める  |
| ⑤国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲          | 国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限（連合域内の山陰海岸国立公園）について、関西広域連合への移譲を求める。   |
| ⑥国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲            | 国定公園は、国の公園計画に基づき府県が管理し、府県の自主性・主体性が尊重されていない。地域の実情に応じて地方公共団体が公園計画を決定すべきで、複数府県に跨がるものは、関係府県の調整を基本に、関西では、関西広域連合が中心となって定めるようにすべきである。                     |
| ⑦観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲          | 広域観光周遊ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していく地域の「連携」「協調」の仕組みづくり等で国が地域間の調整を行うのは難しいが、関西広域連合であれば広域的に調整を行い、地域の総合力としての誘客が可能となるため、広域連合への移譲を求める。 |
| ⑧国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大               | 国に移譲を要請できる事務の範囲が「密接に関連する事務」に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しを行うとともに、要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。   |
| ⑨一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲          | 道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。             |